

収入金額に関する計算書

（法第72条の2第1項 第2号 に掲げる事業 第3号）

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
	計		①
	控除される金額		
計		②	
差引計 ①－②		③	
法附則第9条第8項の規定による控除額		④	
法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤	
法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥	
法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦	
法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧	
法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨	
法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額		⑩	
計		③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩	⑪

第6号様式別表6記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。この場合において、地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。
- (2) 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限ります。）と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「 <small>（法第72条の2第1項 <small>第2号</small> に掲げる事業 <small>第3号</small>）</small> 」	事業の区分に応じて「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
3 「控除される金額」	国及び地方公共団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等地方税法施行令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	

収入金額に関する計算書

（法第72条の2第1項 第2号 に掲げる事業 第3号）

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計 ①-②	③	
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④	
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤	
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥	
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額	⑦	
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額	⑧	
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額	⑨	
	法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額	⑩	
	計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪	

第6号様式別表6記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。この場合において、地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。
- (2) 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限ります。）と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「 <small>（法第72条の2第1項 <small>第2号</small> に掲げる事業 <small>第3号</small>）</small> 」	事業の区分に応じて「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
3 「控除される金額」	国及び地方公共団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等地方税法施行令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	